

東京都立高等学校入学者選抜実施要綱の細目

第 1 出願書類についての注意事項等

第1－1 入学願書等の記入方法

- (1) 入学願書は、裏面に印刷された「入学願書記入上の注意」に従って記入する。

(2) 入学願書に記入する氏名等の文字は、住民票に記載されているものを使用する。ただし、住民票に記載されている文字が常用漢字表外字の文字である場合、その文字を常用漢字で代用しても差し支えないが、入学願書、受検票、調査書及び氏名記載のある成績一覧表（以下「原簿」という。）の表記は統一すること。

(例 澤—沢 邊—辺)

外国籍を有する志願者も、住民票に記載されている氏名（以下「本名」という。）を入学願書の志願者氏名欄に記入することとなるが、住民票に通称名が表示されており、受検票に通称名のみの記載を希望する者は、入学願書の志願者氏名欄、調査書の氏名欄及び原簿の氏名欄には、本名の後ろに（ ）を付して通称名を記入する。その場合は、受検票の受検者氏名欄には、入学願書に併記した通称名のみの記入で差し支えない。

なお、都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託生徒で通称名（里親の姓）による出願を希望する志願者は、入学願書、受検票、調査書及び原簿の氏名欄には、通称名（里親の姓）を記入する。その場合は、出願時に「措置通知書」の写しを提出すること。

(例1) 外国籍を有する志願者の場合の入学願書の志願者氏名欄

フリガナ	アイシャ アリ
氏名	A I S H A A L I

(例2) 外国籍を有する志願者(漢字併記)の場合の入学願書の志願者氏名欄

フリガナ	チャン アイ ピン
氏名	ZHANG AI PING 張愛平

(例3) 外国籍を有する志願者で、本人が通称名の使用を希望する場合の記載例

- (1) 入学願書の志願者氏名欄（本名と通称名を併記。両方にフリガナを振る。）

フリガナ	チャン アイ ピン	(トウ キョウ タロウ)
氏名	ZHANG AI PING	(東京 太郎)

(3) 受検票の受検者氏名欄（通称名のみ不可）

フリガナ	トウキョウ タロウ
受検者氏名	東京 太郎

通称名

(3) 調査書の学籍の記録・氏名欄（本名と通称名を併記。両方にフリガナを振る。）

フリガナ	チャン アイ ピン	(トウキョウ タロウ)
氏名	ZHANG AI PING	(東京 太郎)
本名		
通称名		

- (3) 保護者氏名欄には、保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）の氏名を記入する。保護者が父母である場合、父又は母の氏名（父、母のどちらでもよい。）を記入する。

なお、保護者と別居していて出願を認められた者についても、原則として保護者の氏名を記入するが、行方不明又は外国等の遠隔地居住などのため記入できない場合は、次のア又はイの氏名の記入を認める。

ア 実際に養育している成人のおじ、おば、祖父母、兄姉、知人等

イ 職員を海外に派遣する等の目的で企業内に設けられた寮等に居住（入居）している場合は、その施設の長

- (4) 都内の中学校を卒業する見込みの者で、東京都立高等学校入学者選抜における検査結果を、在籍する学校における進路指導や学習指導に活用するために、都立高校から在籍する学校へ提供することに同意する場合は、出願ごとに、入学願書

の個人情報の提供に関する同意署名欄に志願者本人が自署した上で、志願する都立高校の校長に提出する。

第1-2 自己PRカード及び志願申告書等の記入

自己PRカード（様式12）は、志願者本人による手書き又は電子ファイルへの入力及び印刷を原則とするが、事故や病気、障害等により志願者本人による記入が困難な場合は、保護者等による記入を認めるものとする。その際、自己PRカードの下端に、その理由及び記入者と志願者との関係を明示する。

なお、志願申告書及び自己申告書についても同様とする。

第1-3 自己申告書の提出

欠席の事情を説明する必要がある場合など、都立高校に理解してほしい事情を説明する必要がある場合、志願者は、自己申告書（様式13）を志願する都立高校の校長に提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入し、巻封して出願書類とともに志願する都立高校の校長に提出する。

第1-4 具申書の提出

(1) 具申書について

ア 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱第1-3-1(3)若しくは第2-3-1②<全日制を志願する者>(1)に該当する者又は第2-3-2(1)都内在住者で都外の中学校に在学している者で、保護者と同居していない場合に提出する。ただし、第2-3-2(1)都内在住者で都外の中学校に在学している者は、父母のどちらか一方と同居している場合も提出する。

イ 提出方法

(ア) 具申書（様式14）は、申請者が2部作成し、在学している中学校の校長に提出する。

(イ) 中学校の校長は、受理した具申書の内容が事実であると認めたときは、校長証明欄に氏名を記入し公印を押印の上、申請者に1部を交付し、他の1部は中学校で保管する。

(ウ) 申請者は、中学校の校長が証明した具申書を入学願書に添えて直接提出する。

(2) 都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託生徒は、具申書に代えて「措置通知書」の写しを提出する。

(3) 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童は、具申書に代えて、当該児童福祉施設の長からの「意見書」を提出する。

第1-5 入学考查料の納付方法

推薦に基づく選抜・第一次募集・分割前期募集・海外帰国生徒の選抜の入学考查料は、出願サイト上の決済又は所定の納付書（都立高校全日制推薦受検用、都立高校全日制受検用（推薦・海外帰国以外）、都立高校全日制海外帰国受検用、都立高校定時制推薦受検用、都立高校定時制受検用（推薦以外））により、納付する。また、その他の募集の入学考查料は、所定の納付書（都立高校全日制受検用（推薦・海外帰国以外）、都立高校定時制受検用（推薦以外）、都立高校通信制受検用）により、納付書裏面に記載された納付場所に納付する。

なお、入学考查料を納付するに当たっては、次のことに留意する。

(1) 納付書は所定の用紙を使用する（コピーしたものは使用できない。）。

(2) 納付書の金額を訂正したり、前年度以前の納付書を使用したりしない。

(3) 納付書の※欄は、必ず記入してから納付する。

(4) 納付期限は、それぞれの入学願書受付日の最終日とする。

(5) 一旦納付された入学考查料は還付しないので、入学考查料は、都立高校への志望が確実になってから納付すること。

また、志願先の高校の入学考查料の金額を十分確認の上、納付すること。

(6) 出願ごとに入学考查料を納付する。ただし、取下げ後の再提出時は必要ない。

(7) 指定された納付場所とは次に掲げるものをいう。

ア 都内に店舗のある銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合などで、都の公金を収納する金融機関（「都の公金収納取扱店」の掲示のある店舗）

イ 都内のゆうちょ銀行の営業所及び郵便局又は関東（山梨県を含む。）に所在するゆうちょ銀行の営業所及び郵便局

(8) 定時制課程及び通信制課程志願者で、営業時間終了等で金融機関に納付できない場合は、入学願書提出の際に志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

第1-6 諸用紙類の配布

入学願書等入学者選抜に関する諸用紙類は、令和5年12月1日（金）までに区市町村教育委員会に配布する。

国際バカロレアコース（国際高校）、定時制課程単位制高校のうち、チャレンジスクール、一橋高校、浅草高校、新宿山吹高校、荻窪高校、通信制課程の高校及び海外帰国生徒等の入学者選抜を行う高校の入学願書等については、各都立高校が印刷し配布するため、志願する都立高校に連絡して、必要書類を取り寄せること。